平成29年4月1日制定 [上下水道局下水道整備課]

(目的)

第1条 この要綱は、下水道処理区域内において、公共下水道の布設されていない私道(個人又は団体等が所有する建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定において道路と認められる道路をいう。)に公共下水道を布設し、もって私道に面した家屋の水洗化の普及促進及び生活環境の改善を

(布設要件)

図ることを目的とする。

- 第2条 私道内に公共下水道を布設するにあたっては、次に掲げる要件を備えなければならない。
 - (1) 現に通行に用に供されていること。
 - (2) 私道の一端が公道に接続し、現に布設されている公共下水道に接続が可能であること。ただし、 公共下水道への接続については、申請時に、公共下水道の整備が進められている場合は、この限 りでない。
 - (3) 私道が宅地等と分筆されていること。
 - (4) 私道の幅員が 1.5 メートル以上であること。
 - (5) 私道に布設する下水道管を利用する家屋(個々に生計が独立し、かつ、水道メーターが独立して設置してあること。)が申請の際現に2戸以上あり、かつ布設完了後その家屋が遅滞なく公共下水道に接続すること。
 - (6) 私道の所有者その他これに準ずる権利を有する者(以下「所有権者等」という。) が公共下水 道布設工事を承諾し、かつ、布設工事後においても、施設の維持管理上の支障となる制限を加え ないこと。
 - (7) 私道の所有権その他これに準ずる権利の譲渡に当たって、前号の要件を譲渡の条件とすることを確約し、違反した場合には、その賠償責任を負うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の規定並びに第6号の所有権者等の承諾については、申請者により措置することが困難であり、要件を満たさないことについて、郡山市上下水道 事業管理者(以下「管理者」という。) が特別な理由があると認める場合は、公共下水道を布設することができる。

(申請)

- 第3条 布設を希望する者は、代表者を決め、私道内公共下水道布設申請書(第1項様式)に、次に 掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。
 - (1) 私有地使用承諾書及び誓約書(第2号様式)
 - (2) 公共下水道接続予定者名簿(第3号様式)
 - (3) 土地の公図の写し及び登記事項証明者(私道の地番の証明書)
 - (4) 位置図
- 2 管理者は、前項の申請があったときは必要な調査を行い、布設についての可否を決定し、私道内 公共下水道布設決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(工事等)

- 第4条 公共下水道の布設及び復旧工事の施工は、次に定めるところにより行う。
 - (1) 公共下水道の構造は、関係法令に基づき、交通状況に応じたものとする。
 - (2) 公共汚水桝は、1戸に対し1個とする。また、更地には設置しない。
- 2 公共下水道布設後の私道の路面復旧については、原則として原形復旧とする。
- 3 公共下水道の布設及び復旧工事は、予算の範囲内において管理者の負担により施工する。 (維持管理)
- 第5条 この要綱により布設された公共下水道の維持管理は、管理者が行う。
- 2 公共下水道布設後の私道の維持管理は、申請者及び第3条第1項第2号に規定する名簿に記載された者等の負担により行う。

(公共汚水桝の新設)

第6条 私道内の公共下水道に公共汚水桝の新設を必要とする者は、当該土地所有者の土地使用承諾 書を添付し、公共汚水桝設置申込書を管理者に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

郡山市上下水道事業管理者

申請者代表

住 所

氏 名

電 話

私道内公共下水道布設申請書

下水道法に基づく、公共下水道に接続したいので、郡山市私道内公共下水道布設要綱第3条に基づき、関係書類を添えて、下水道管布設及び汚水桝設置工事を申請します。

下水道管布設後は、別添公共下水道接続予定者名簿に署名押印している者は、遅延なく公共下水道に接続することを確約します。

記

私道の所在地	郡山市
道路の幅員	メートル
道路の延長	メートル

※注意事項

(1) 通行規制(車両通行止め等)に同意します。

(添付書類) 位置図

私有地使用承諾書及び誓約書(第2号様式) 公共下水道接続予定者名簿(第3号様式) 土地の公図の写し及び登記事項証明書 郡山市上下水道事業管理者

土地所有者

住 所

氏 名

電 話

EI

私有地使用承諾書及び誓約書

下記私有地内に下水道管の布設、汚水桝設置工事の土地使用(掘削、占用)、及び工事終了後の維持管理上の立入り行為について承諾します。

なお、私有地の使用は無償で、使用期間は残置期間とし、将来においても道路形態を有すること を承諾します。

また、所有権を第三者に譲渡するときは、譲受人に承諾内容を継承させることを確約します。

記

1	土地	也の別	斤在地	<u> </u>					
2	地			目					
3	公	簿	面	積					

※注意事項

- (1) 使用を承諾する土地の現況を変更しようとするときは、あらかじめ上下水道局下水道整備課に協議すること。
- (2)個人の事由により、公共下水道施設を廃止又は設置替えを行う場合は、あらかじめ上下水道局下水道整備課に協議し、これに要する一切の費用を負担すること。
- (3) 土地所有者が自書したものを土地所有者毎に1枚提出すること。

公共下水道接続予定者名簿

私は、下記の事項を承諾し、公共下水道を利用します。

記

1. 早期完成のため、下水道管布設及び汚水桝設置工事の施工に協力すること。

No	住	所	氏	名	印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

年	日	H
11-	Н	

郡山市			
	様		

郡山市上下水道事業管理者

印

私道内公共下水道布設決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道布設について、次のとおり決定したので通知します。

Ī	
決定区分	許可する 許可しない
工事場所	郡山市
着工	年度施工予定とする。
条件及び 指示事項	 公共下水道布設完了後、遅滞なく公共下水道に接続すること。 施設の維持管理上支障となる制限を加えないこと。また、私道の所有権を譲渡する場合は、この要件を引き継ぐこと。 公共下水道布設後の私道路面の維持管理については申請者等の負担とする。 その他については、郡山市私道内公共下水道布設要綱による。
許可しない理由	

- 備考 1 □印は、該当するところにレ点を記入しました。
 - 2 工事着手時期が明確になりましたら、申請者代表へ連絡いたします。